

## 年金記録確認高知地方第三者委員会（第40回）議事要旨

1. 日 時 平成23年7月13日（水）14時30分から14時40分
2. 場 所 高知行政評価事務所会議室
3. 出席者  
（委員会）橋本委員長、長崎委員長代理、岩尾委員、中島委員、南（正）委員、山下委員、横田委員  
（事務局）三島事務室長、高橋事務室次長ほか
4. 主な議題
  - (1) 委員長の互選、委員長代理の指名、各部会に所属する委員の指名、部会長の指名等について
  - (2) その他
5. 会議経過
  - (1) 年金記録確認第三者委員会令第4条に基づき、委員長の互選が行われ、橋本委員が委員長に選任された。
  - (2) 委員長から、委員長代理に長崎委員が指名された。
  - (3) 委員長から、各部会に所属する委員の指名が行われた。
  - (4) 委員長から、第一部会長に橋本委員長、第二部会長に長崎委員長代理が指名された。
  - (5) 各部会長から、第一部会長代理に岩尾委員、第二部会長代理に松岡委員及び山下委員が指名された。
  - (6) 議事運営等については、今後も従前同様に運営されることが了承された。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認高知地方第三者委員会第一部会（第111回）議事要旨

1. 日 時 平成23年7月13日（水）14時50分から17時00分
2. 場 所 高知行政評価事務所長室
3. 出席者  
（委員会）橋本部会長、岩尾部会長代理、中島委員  
（事務局）高橋事務室次長、原井調査員ほか
4. 主な議題
  - (1) あっせん案等の審議について
  - (2) 申立事案の審議について
  - (3) その他
5. 会議経過
  - (1) 今回部会で資格得喪日の記録の訂正の必要がある厚生年金事案1件を審議し、決定するとともに、厚生年金事案2件について記録訂正の必要はないと判断した。
  - (2) 継続審議とされた事案2件（厚生年金2件）、新規事案1件（厚生年金1件）についての審議がそれぞれ行われた。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - (3) 次回は、平成23年7月27日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認高知地方第三者委員会第二部会（第108回）議事要旨

1. 日 時 平成23年7月13日（水）14時50分から16時40分
2. 場 所 高知行政評価事務所会議室
3. 出席者  
（委員会）長崎部会長、松岡部会長代理、山下部会長代理、南委員、横田委員  
（事務局）三島事務室長、小笠原主任調査員ほか
4. 主な議題
  - (1) あっせん案等の審議について
  - (2) 申立事案の審議について
  - (3) その他
5. 会議経過
  - (1) 今回部会で国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、国民年金事案1件、厚生年金事案1件について記録訂正の必要はないと判断した。
  - (2) 継続審議とされた事案1件（厚生年金1件）、新規事案3件（国民年金2件、厚生年金1件）についての審議がそれぞれ行われた。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - (3) 次回は、平成23年8月3日（水）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認高知地方第三者委員会第一部会（第 112 回）議事要旨

1. 日 時 平成 23 年 7 月 27 日（水）13 時 30 分から 16 時 45 分
2. 場 所 高知行政評価事務所会議室
3. 出席者  
（委員会）橋本部会長、岩尾部会長代理、南委員、中島委員  
（事務局）三島事務室長、高橋事務室次長ほか
4. 主な議題
  - (1) あっせん案等の審議について
  - (2) 申立事案の審議について
  - (3) その他
5. 会議経過
  - (1) 今回部会で厚生年金事案 2 件について記録訂正の必要はないと判断した。
  - (2) 継続審議とされた事案 1 件（厚生年金 1 件）、新規事案 3 件（厚生年金 3 件）についての審議がそれぞれ行われた。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - (3) 次回は、平成 23 年 8 月 24 日（水）13 時 30 分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕